

## 事務局規程

(目的)

第1条 本会の運営および事業執行を円滑に行うために事務局を置く。

(事務局)

第2条 事務局に会計、総務を置く。

(業務)

第3条 本会の運営および事業執行にともなう諸事務を行う。

2 定款および諸規程に規定される書類、帳簿等の備付あるいは保管に関することは、事務局が行うものとする。

(事務局長)

第4条 事務局長は会長の総理のもとに事務局を統括する。

2 事務局長は常務理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。

### 附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日より施行する。